

産業廃棄物収集運搬業 特別管理産業廃棄物収集運搬業

(積替え・保管を含まない)

許可申請の手引

令和 7 年 3 月 2 6 日

和歌山県循環型社会推進課

〒 6 4 0 - 8 5 8 5

和歌山市小松原通一丁目 1 番地

TEL 0 7 3 - 4 3 2 - 4 1 1 1 (代表)

0 7 3 - 4 4 1 - 2 6 9 2 (直通)

FAX 0 7 3 - 4 4 1 - 2 6 8 5

I 申請に必要な書類

各申請に必要な書類は、以下のとおりです。

変更届・廃止届の提出については、循環型社会推進課「変更届・廃止届の手引」を参照してください。

許可申請に必要な書類		新規許可	更新許可	変更許可
産業廃棄物 特別管理産業廃棄物	} 収集運搬業許可申請書（第1面～第4面）	○	○	—
産業廃棄物 特別管理産業廃棄物		—	—	○
様式第1面「事業計画の概要」		○	—	○
様式第2面「運搬施設の概要」※1		○	○	○
様式第4面「収集運搬業務の具体的な計画」		○	○	○
様式第5面「環境保全措置の概要」		○	○	○
様式第6面「運搬車両の写真」※2		○	—	—
様式第7面「運搬容器等の写真」		○	変更があれば添付	
様式第8面「事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法」		○	—	○
様式第9面「資産に関する調書（個人用）」（申請者が個人の場合）※3		○	○	○
様式第10面「（欠格要件に該当しないことの）誓約書」		○	○	○
搬入先業者の処分業許可証写し（和歌山県知事が交付したものを除く。）		○	—	○
事業計画の実施に必要な他の都道府県（市）の産業廃棄物収集運搬業許可の写し※4		○	—	○
和歌山市長から積替え・保管を含む（特別管理）産業廃棄物収集運搬業務許可を取得している場合は、和歌山市長が発行する許可証の写し		○	○	○
事務所、事業場及び駐車場の付近の見取図		○	—	—
自動車検査証等の写し※5 （電子車検証の場合は、自動車検査記録事項のみを添付）		○	—	—
車両等の使用権原に関する証明書〔別紙3〕（車両等を借受ける場合）		○	—	—
直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表（申請者が法人の場合）※6		○	○	○
直前3年の納税証明書※3		○	○	○
申請者が個人の場合 本籍の記載された住民票※7		○	○	○
（申請者が個人で未成年の場合）法定代理人の本籍の記載された住民票（法定代理人が法人である場合には、その履歴事項全部証明書及び役員の住民票の写し）※7		○	○	○
申請者が法人の場合 役員の本籍の記載された住民票※7		○	○	○
申請者が法人の場合 5%以上の株主又は出資者の本籍の記載された住民票又は履歴事項全部証明書※7		○	○	○

許可申請に必要な書類	新規許可	更新許可	変更許可
申請者に政令で定める使用人がある場合 その使用人の本籍の記載された住民票 ※7	○	○	○
登記されていないことの証明書 ※8 (成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書)	○	○	○
申請者が法人の場合 定款又は寄付行為	○	○	○
申請者が法人の場合 履歴事項全部証明書	○	○	○
産業廃棄物収集運搬業に関する認定講習修了証写し ※9	○	○	○
産業廃棄物の越境移動に関する指導要綱に係る誓約書 [別紙 4]	○	○	○
委任状 (申請を行政書士等に委任する場合)	○	○	○

(備考)

- 住民票等の公的機関が発行する証明書について
納税証明書、住民票、法人の履歴事項全部証明書及び登記されていないことの証明書は、発行日から3か月以内のものを添付してください。なお、申請時に原本を提示すれば、そのコピーを提出することができます。
- 先行許可制度について（添付書類を一部省略できますのでご活用ください）
先行許可制度を用いずに取得した許可証（当該許可の日から起算して5年を経過しないもの。更新許可申請の場合、更新を受けようとする許可の現行の許可証は不可）の原本を申請時に提示し、そのコピーを提出する場合は、※7の住民票、株主又は出資者が法人である場合の履歴事項全部証明書及び※8の登記されていないことの証明書の提出を省略することができます。
なお、申請者が法人の場合、当該法人の履歴事項全部証明書は省略できません。
- 申請書類への押印はすべて不要です。ただし、申請者の本人確認をさせていただく場合や行政書士等への委任内容について委任者に電話で確認させていただく場合があります。
- 同時に二以上の申請書又は届出書を提出する場合（添付書類を一部省略できますのでご活用ください）
添付書類が同一であるときは、一の申請書又は届出書にその書類を添付すれば、他の申請書又は届出書には、その書類の添付を省略することができます。この場合、他の申請書又は届出書には、添付書類を省略した旨の申立書（参考様式をホームページに掲載しています。）を添付してください。
- 石綿含有産業廃棄物である汚泥について
令和3年3月に環境省の「石綿含有産業廃棄物等処理マニュアル」が改定され、石綿含有仕上塗材が廃棄物になったものは、除去の工法によって石綿含有廃棄物である汚泥に該当する場合があることが示されました。これを踏まえ、和歌山県では、令和5年2月1日以降、石綿含有産業廃棄物の対象となる産業廃棄物の種類に「汚泥」を追加しました。

変更前	変更後
廃プラスチック類、ガラスくず及びがれき類の3種類が対象	汚泥、廃プラスチック類、ガラスくず及びがれき類の4種類が対象

(1) 更新許可申請又は変更許可申請をされる産業廃棄物収集運搬業者の方へ

現行の許可証において、石綿含有産業廃棄物（廃プラスチック類、ガラスくず又はがれき類）の取扱いがあり、かつ汚泥（注1）の取扱いがある場合（注2）は、引き続き石綿含有産業廃棄物である汚泥を取り扱うことができますので、申請書第1面の「事業の範囲」の欄において、取扱いの有無を明らかにしてください。

注1 汚泥に「植物性に限る。」などの限定がある場合は、扱えない場合があります。

注2 石綿含有産業廃棄物である汚泥を取り扱わないものとして、既に変更の届出又は許可の更新若しくは変更をした場合を除く。

(2) 石綿含有産業廃棄物である汚泥を運搬される方へ（(1)の方を含む。）

運搬に当たっては、環境省の「石綿含有産業廃棄物等処理マニュアル」に従い、耐水性プラスチック袋等により二重で梱包して運搬してください。耐水性プラスチック袋など運搬容器を導入した場合は、様式第7面「運搬容器等の写真」を添付してください。

6 許可証に水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の記載のない方へ（優良認定を受けた産業廃棄物収集運搬業者で、平成29年10月1日以降、許可の更新等により許可証の書換えを行っていない方）

平成29年10月1日時点で水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を取り扱っている場合は、引き続き取り扱うことができますので、申請書第1面の「事業の範囲」の欄において、取扱いの有無を明らかにしてください。運搬容器等を導入した場合は、様式第7面「運搬容器等の写真」を添付してください。

許可の更新等を待たずに、許可証の書換え（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の取扱いの有無の明記）を希望する場合は、取扱いの有無を明らかにした変更届出書を提出してください。

※1 様式第2面の運搬車両一覧の記載について

車体の形状、最大積載量、所有者又は使用者の欄は、車検証の内容をそのまま転記してください。（「車検証のとおり」との記載は不可）

※2 他の自治体で既に許可を受けている場合（許可番号を有する場合）は、車両表示（産業廃棄物収集運搬車である旨、事業者名、許可番号下6桁）のある写真を添付してください。他自治体で許可を受けていない場合（許可番号がない場合）は、申請の際、車両表示がない写真を一旦添付してください。この場合、許可番号発行後に県からその番号を通知するので、車両表示のある写真を追って提出してください。車両の写真については、1車両につき、正面写真と側面写真の1枚ずつ（ただし、車両表示は両側面必要）様式に貼り付け添付してください。車両表示の文字が読み取れない場合は、表示部分を拡大した写真も合わせて添付してください。

※3 個人の場合は所得税の納付すべき額及び納付済額、法人の場合は法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類が必要です。税務署が発行する納税証明書（その1）（発行日から3か月以内のもの）を添付してください。個人の場合で、事業年度を3期経過しておらず当該書類が添付できない場合は、その旨を記載した申立書を作成し、添付してください。様式は任意です。また、申立書とともに源泉徴収又は、市町村が発行する所得証明書も添付してください。

個人にあって、資産に関する調書上負債が資産を上回っている場合又は直前3年間

において利益が計上できていない場合（過去3年間の納税証明書上の納付すべき税額を合計して得た額が0円の場合）、経理的基礎を有することを説明する事業改善計画書（書式2）を添付し、今後の事業の見通し並びに利益が計上できない原因等についての実績評価及び今後の対策について記入してください

※4 和歌山県外で積替え・保管を伴う場合は、積替え・保管場所の存する地域を所管する都道府県知事等の（特別管理）産業廃棄物収集運搬業許可証の添付が必要です。申請者以外の者が積替え・保管を行う場合は、当該業者の（特別管理）産業廃棄物収集運搬業の許可証（積替え・保管場所及び処分場の存する地域を所管する都道府県知事等が発行したもの）を添付してください。

※5 自動車検査証等の写しについて

(1) 収集運搬の用に供する施設が自動車の場合

自動車検査証に記載された使用者が申請者ではない場合は、車両の使用権原に関する証明書（別紙3）を添付してください。

(2) 収集運搬の用に供する施設が船舶の場合

船舶国籍証の写し及び船舶検査証の写しを添付してください。また、当該船舶を庸船する場合はその契約書の写しを添付してください。

※6 直前の事業年度において債務超過が生じている場合又は直前3年間に於いて利益を計上できていない場合（過去3年間の経常損益を平均して得た額が0円以下の場合）は、事業改善計画書（書式1）を添付し、今後の事業の見通し並びに債務超過等が生じた原因についての実績評価及び今後の対策について記入してください。

※7 住民票については、①添付を必要とする方本人のみの個人情報記載され、本籍地（外国人の場合は、国籍又は地域）が省略されていないもの ②続柄、マイナンバー（個人番号）情報及び住民票コードが記載されていないものを添付してください。

※8 登記されていないことの証明書については、申請者が個人の場合は、申請者本人（未成年の場合は法定代理人（法定代理人が法人である場合には、役員））のもの、申請者が法人の場合は、役員及び5%以上の株主のものがが必要です。申請者に政令で定める使用人がある場合は、その使用人の登記されていないことの証明書も必要です。

なお、成年被後見人又は被保佐人に該当することにより当該登記されていないことの証明書が提出できない場合は、当該審査をするために必要と認められる書類を個別に判断するので、あらかじめ申請窓口（p.9 参照）に相談してください。

証明書交付の申請用紙は、最寄りの法務局・地方法務局及び支局（出張所）入手できますが、証明書の発行は法務局又は地方法務局の本局のみで行われますので、申請書に必要事項を記入の上、登記印紙を貼付し、法務局又は地方法務局の本局の窓口へ直接請求してください。

郵送で請求の場合は、東京法務局（後見登記課）でのみ受付が行えます。証明事項は、「登記されていないことの証明申請書」の証明事項欄の「成年被後見人、被保佐人とする記録がない。」との証明を受けてください。

※ 9 産業廃棄物収集運搬業に関する認定講習会修了証写しについて

(1) 修了証の種類

産業廃棄物収集運搬業の許可申請書には、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが開催する「産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会」又は「特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会」の収集・運搬課程の修了証の写しを添付してください。

特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可申請書には、「特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会」の収集・運搬課程の修了証の写しを添付してください。

(特別管理) 産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会には、新規講習会と更新講習会があり、それぞれの有効期間は次表のとおりです。

	添付可能な修了証	修了証の有効期間
新規許可申請時	新規講習会修了証	申請日の前日から起算して修了日が過去 5 年以内のもの
	更新講習会修了証 (既に他の都道府県等で(特別管理) 産業廃棄物収集運搬業の許可を得ている場合又は個人で(特別管理) 産業廃棄物収集運搬業の許可を得ている者が新たに法人を設立し当該法人が申請を行う場合に限る。)	
更新許可申請時	新規講習会修了証 又は更新講習会修了証 (現行の許可に係る更新又は新規の許可申請書に添付したものを除く。)	現行の許可の有効期間の満了日から起算して修了日が過去 5 年以内 (優良認定を受けている場合は過去 7 年以内) のもの
変更許可申請時	新規講習会修了証 又は更新講習会修了証	申請日の前日から起算して修了日が過去 5 年以内(優良認定を受けている場合は過去 7 年以内) のもの

(2) 講習会の修了者

次に掲げる者が、(1)の講習会を修了していることが必要です。

ア 申請者が法人の場合

その法人の代表者若しくはその業務を行う役員(監査役を含む。)又は政令で定める使用人〔注 1〕

イ 申請者が個人の場合

当該申請者又は政令で定める使用人〔注 1〕

注 1 「政令で定める使用人」とは、申請者の使用人で次に掲げるものの代表者であるものをいう。

① 本店又は支店(商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所)

② ①のほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権原を有する者を置くもの

(3) 申請時に講習会の修了証を添付できない場合の取扱いについて

申請の日(更新の許可申請にあつては、許可期限の日)から起算して 3 か月を経過する日までに修了証が提出できない場合は、不許可処分とする場合があります。でき

る限り早く講習会を受講し、修了証の交付を受けたときは、速やかに修了証を提出してください。

申請書には、次の事項を記載した申立書（参考様式をホームページに掲載しています。）と、講習会の申込みが完了したことを証する書類（受講票又は受講が決定した旨の財団法人日本産業廃棄物処理振興センターからのメールの写しなど）を提出してください。

ア 申立書に記載の講習会の修了証を提出するまでの間、修了証に係る審査の猶予を求める旨

イ 修了証を提出できない理由

ウ 講習会の受講日及び受講会場の場所

エ 申立書に記載の講習会を受講し、修了証の交付を受けたときは、速やかにその写しを提出する旨

オ 修了証が提出できない場合は、不許可となっても異議がない旨

Ⅱ 許可申請手続

1 許可申請書の提出先

- (1) 法人にあつては事務所本店の所在地が、個人にあつては住民登録をした市町村が県内（和歌山市を除く。）に存する場合は、その区域を所管する県立保健所衛生環境課又は串本支所保健環境課に持参により提出してください。
- (2) その他の申請者は、県庁循環型社会推進課に持参により提出してください。

提出先（管轄区域）	TEL	所在地
循環型社会推進課 （和歌山市及び県外）	073-441-2692	〒640-8585 和歌山市小松原通 1-1
海南保健所 衛生環境課 （海南市、紀美野町）	073-482-0600	〒642-0022 海南市大野中 939
岩出保健所 衛生環境課 （岩出市、紀の川市）	073-663-0100	〒649-6223 岩出市高塚 209
橋本保健所 衛生環境課 （橋本市、かつらぎ町、九度山町、高野町）	073-642-3210	〒649-7203 橋本市高野口町名古曾 927
湯浅保健所 衛生環境課 （有田市、湯浅町、広川町、有田川町）	073-763-4111	〒643-0004 有田郡湯浅町湯浅 2355-1
御坊保健所 衛生環境課 （御坊市、美浜町、日高町、由良町、 日高川町、印南町）	073-822-3481	〒644-0011 御坊市湯川町財部 859-2
田辺保健所 衛生環境課 （田辺市、みなべ町、白浜町、上富田町、 すさみ町）	073-922-1200	〒646-8580 田辺市朝日ヶ丘 23-1
新宮保健所 衛生環境課 （新宮市、那智勝浦町、太地町、北山村）	073-522-8551	〒647-8551 新宮市緑ヶ丘 2-4-8
新宮保健所 串本支所 保健環境課 （串本町、古座川町）	073-572-0525	〒649-4122 東牟婁郡串本町西向 193

2 許可申請書提出に当たっての注意事項

- (1) 提出部数は、次のとおりです。
- ① 県内（和歌山市を除く。）の方 2部（正1部、副1部）
 - ② 和歌山市及び県外の方 1部
- ※提出部数に申請者の控えは含みません。
- (2) 受付時間は午前9時～11時、午後1時半～4時です。
循環型社会推進課での申請には、予約が必要となります。
※次のURLから御予約ください。 <https://logoform.jp/form/WEVN/700330>
- (3) 送付による受付は行っておりません。
- (4) 書類を提出した方の本人確認を行うことがありますので、写真付きの本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）を持参してください。

(5) 許可申請手数料は次のとおりです。和歌山県収入証紙により納付してください。

(単位：円)

業 の 種 類	新規許可申請	更新許可申請	変更許可申請
産業廃棄物収集運搬業	81,000	73,000	71,000
特別管理産業廃棄物収集運搬業	81,000	74,000	72,000

3 許可証の交付

審査の結果、申請内容が許可基準に適合しているときは、許可証を交付します。許可証の交付は、申請書を提出した県立保健所（支所）又は県庁で行います。

発送による交付を希望される場合は、切手を貼付した封筒(A4サイズが入るもの)又はレターパックを申請時に持参又は後日郵送してください。着払いでの発送は行いません。

Ⅲ 許可に係る留意事項

1 取り扱うことができる産業廃棄物

取り扱うことができる産業廃棄物は、許可証に記載している種類のものに限りま
す。それ以外の産業廃棄物を取り扱うことはできません。

2 収集運搬業を行う（積卸しを行う）ことができる区域

和歌山県知事の許可は、和歌山県の区域のみ有効です。

他の都道府県等において業を行おうとする場合は、当該都道府県知事（都道府
県の管轄区域において一の政令市の区域内のみにおいて業を行う場合は
その政令市長）の許可が必要です。

(※ 和歌山市内において積替え・保管施設を設置し、収集運搬業を行う場合は、和歌
山市長の許可が必要です。この場合、和歌山県知事の許可の効力が及ぶ範囲は和歌山市
を除く和歌山県内となります。)

Ⅳ 許可取得後に必要な手続

1 許可の有効期間と更新手続

(1) 許可の有効期間は、許可証の交付の日から5年間です。許可証に記載している有効年
月日を過ぎると、許可は失効します。

ただし、優良産廃処理業者認定制度による和歌山県知事の認定を受けた場合は、許可
の有効期間は7年間となります。

(2) 有効期間満了後も引き続いて産業廃棄物収集運搬業（特別管理産業廃棄物収集運搬
業）を行おうとする場合は、更新の許可を受ける必要があります。

更新の許可申請は、有効期限の3か月前から受け付けますので、許可期限に間に合う

ように早めに申請するようにしてください。なお、標準事務処理期間は42日間となっています。

(3) 許可更新の連絡は、県から行いません。

(4) 更新許可、変更許可等により、新たに許可証が作成されたときは、旧許可証と引き換えに新しい許可証を交付します。

2 変 更 許 可

次のような場合には、事前に変更許可を受ける必要があります。

(1) 取り扱う産業廃棄物の種類を追加する場合

(2) 積替え・保管を行おうとする場合

(2)の場合は、変更許可申請前に事前調査が必要となりますので、事前に県庁又は最寄りの県立保健所（支所）に相談してください。

3 変 更 届・廃止届

氏名（名称又は法人の代表者）、住所、役員、株主、車両、事務所・事業場所在地等に変更が生じた場合は、変更が生じた日から10日以内（法人にあって登記事項証明書の提出が必要な場合は30日以内）に届け出なければなりません。また、氏名、名称、住所などの変更については、必要に応じて許可証の書換えを行うことがあります。

詳しくは、「（特別管理）産業廃棄物収集運搬業（積替え・保管を含まない）変更届・廃止届の手引」を参照してください。

V 産業廃棄物の越境移動について

本県では、和歌山県産業廃棄物の越境移動に関する指導要綱（平成9年和歌山県告示第528号）の規定に基づき、県外で生じた産業廃棄物を県内（和歌山市を除く。）で処分又は保管することを、原則禁止としています。

ただし、リサイクルする場合等、県内（和歌山市を除く。）で処分又は保管せざるを得ない理由がある場合については、事前に排出事業者が県知事に協議し承認を受けて処分又は保管をすることができます。所管する県立保健所衛生環境課（新宮保健所串本支所においては保健環境課）にお問い合わせください。

また、県内で生じた産業廃棄物はなるべく県内で適正に処理しなければならないこととしています。

VI 許可の基準

許可の基準については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項及び同法施行規則第10条（特別管理産業廃棄物収集運搬業にあっては、同法第14条の4第5項及び同法施行規則第10条の13）を確認してください。